

環境影響評価条例にかかる対象要件の見直しについて

1 条例の見直し制度による検討

- ・ 今回、条例の見直しに関する要綱に基づき5年ごとに必要な検討を行い、規則改正により環境アセスメント対象要件を変更する。

2 環境影響評価条例におけるアセス対象要件について

- ・ アセス対象事業については、条例第2条において条例別表に掲げる事業（対象事業）とされ、その要件は規則に別表第1として定められている。
- ・ 今回の改正は4点あり、対象事業とした趣旨、他の対象事業とのバランス、脱炭素化の取組みや他県の状況などをかんがみて対象要件とするには厳しすぎるものや不要なものを修正する内容となっている。

3 改正事項の内容（4点、いずれも規則改正）

- (1) 対象事業「電気工作物の建設」のうち屋根上等に設置する太陽光発電設備を対象外とする。
 - ・ 現在、太陽光発電施設の対象要件は法に倣って出力により定められており、建築物の屋根上や壁などに太陽光発電用パネルを設置するものであっても、出力要件を満たせばアセスの対象になる。
 - ・ 他自治体では、出力要件を定めている自治体が少なく、あっても屋根上等が対象になりえる小さい出力要件の自治体はほとんどないが、本県の場合は近い将来対象案件が生じる可能性がある。
 - ・ しかし、建築物を建設する事業には、その主目的等に応じた対象規模要件の設定があり、かつ、太陽光パネルがあることで規模要件を小さくする必然性は薄い。
 - ・ また、脱炭素社会への関心の高まりを受けて、本県では、令和6年3月に「神奈川県地球温暖化対策計画」を改定し、その中で建築物に設置する太陽光発電の導入を促進するとしている。
 - ・ そこで、建築物に設置するものを対象外とする改正を行う。
- (2) 対象事業「鋼索鉄道、索道の建設」のうち「索道の建設」（ロープウェイ）について、「その他の地域」を対象外とする。
 - ・ 現在、索道については、自然公園などの自然度の高い地域（甲・乙地域）だけではなく、都市部など（その他の地域）であっても全事業がアセスの対象となっている。
 - ・ しかし、索道については、その開発が自然環境への影響や自然環境に係る景観等の問題が生じるおそれのある自然度の高い地域（甲・乙地域）に限定してアセス対象とするほうが、条例の趣旨に適う。
 - ・ また、他の対象事業（電気工作物の建設のうち電線路の設置）において高圧電線鉄塔の建設を、自然度の高い地域以外では対象外としているこ

ととのバランスを考慮する必要がある。

- ・ 他自治体では、索道を対象にしている自治体はほとんどない。
(横浜市、川崎市も対象外)
- ・ そこで、対象地域を自然度の高い地域に限定し、その他の地域を対象外とする改正を行う。

(3) 対象事業「鋼索鉄道、索道の建設」のうち「鋼索鉄道の建設」(ケーブルカー)について、「その他の地域」を「鉄道の建設」と同要件とする。

- ・ 現在の状況及び改正の理由は、索道と同じである。
- ・ 他自治体では、鉄道事業のカテゴリーで定めており、鉄道事業と別枠というのは、ほとんどない。
- ・ 鋼索鉄道については、地面の開発を伴い鉄道事業でもあることから、自然度の高い地域以外の地域(その他の地域)では「鉄道の建設」と同要件とする。

(4) 対象事業「高層建築物の建設」のうち「その他の地域」のただし書を削除する。

- ・ 現在、県所管域において要件を緩和する例外規定があるが、適用事例もなく例外規定の必要が生じていない。(横浜市条例ではみなとみらい地区などを例外として規定。)
- ・ そこで、当該例外規定を削除する。

4 今後の予定

- ・ 令和7年4月に規則改正を公布。即日施行予定